

令和7年度「Sport in Life 推進プロジェクト(セルフチェックの社会実装に向けたモデル創出事業)」 公募要領(スポーツ庁委託事業)

1. 事業の趣旨

運動・スポーツは、体力の維持・向上、体重管理、自己免疫力の向上、ストレス解消等、心身の健康の保持増進に様々な効果が期待できる。また、運動・スポーツを効果的に実施するためには、自主的に自らの身体への意識や関心を高め、身体の状態を把握しておくことが重要であり、こうしたことが運動欲求を高めることにもつながる。

そのため、自身の身体機能の状態を知ることができるスポーツ庁の身体診断「セルフチェック」及び「改善エクササイズ」(注1)の周知・啓発を図り、個々の状態・状況に即した適切な運動・スポーツが実施されるための取組の充実が必要である。

「セルフチェック」の普及に向けたこれまでの取組としては、「セルフチェック」の周知広報、「セルフチェック」の実証研究、「セルフチェック」の指導者の育成、企業における「セルフチェック」の実践、「セルフチェック」の手引きの作成などを段階的に実施し、社会実装に向けた環境整備を進めてきた。(注2、注3、注4)

これらの環境を前提として、本事業では、Sport in Life コンソーシアムの加盟団体が、上記の指導者と連携することや、手引き等を活用するなどして、「セルフチェック」を取り入れた新たな取組を創出し、「セルフチェック」及び「改善エクササイズ」の社会実装に寄与するモデルとなる先進事例の形成を目指す。

【参考資料】

(注1)室伏長官が考案・実演する身体診断「セルフチェック」動画

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/jsa_00040.html

(注2)「セルフチェック」の普及について(スポーツ審議会健康スポーツ部会(第32回) 資料2)

https://www.mext.go.jp/sports/content/250515-spt_kensport01-000042499_03.pdf

(注3)身体診断「セルフチェック」「改善エクササイズ」の手引き(スポーツ審議会健康スポーツ部会(第32回) 参考資料3)

https://www.mext.go.jp/sports/content/250515-spt_kensport01-000042499_07.pdf

(注4)スポーツ庁実施施策 P12~20(スポーツ審議会スポーツ基本計画部会(第3期)(第3回)参考1)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250305-spt_sseisaku02-000040740_110.pdf

【事業スキームについて】

株式会社コクーンエイトは令和7年度「Sport in Life 推進プロジェクト」をスポーツ庁より受託し、本事業を含むプロジェクト全体の運営・管理を実施している。本事業については、スポーツ庁と協議のうえで、全体企画、案件組成にかかる事務局業務(公募の実施、採択、再委託手続など)、採択者の事業実施支援、進捗管理、効果検証などを行う。

2. 事業の内容

受託者は以下の(1)~(4)の内容を実施する。

(1)取組モデル創出事業の実施

セルフチェックの社会実装に向けて、以下のテーマ(ア)~(エ)のうち1つを選択し実施する(複数のテーマに

またがる内容である場合にも、必ずその中で主たるテーマを1つ選択すること)。

また各テーマに共通して、取組内容は、上記の「事業の趣旨」や、下記の【留意事項】に記載の①～④を踏まえた上で提案すること。

◆テーマ(ア) 身体のうち内蔵器や呼吸・循環器、内分泌・代謝系等を定期的な健康診断でチェックするよう、運動器を「セルフチェック」を用いて定期的にチェックすることを、健康診断と連動して実施する又は健康診断のような形態で別途実施するモデル

◆テーマ(イ) フィットネスジム等において、身体のパフォーマンスを体力測定等によりチェックするよう、運動器を「セルフチェック」を用いてチェックすることを、体力測定等と連動して実施する又は別途実施するとともに、「セルフチェック」の結果に応じた「改善エクササイズ」を併せ実施するモデル

◆テーマ(ウ) 参加人数の多いスポーツ大会やイベント、実施頻度の多いスポーツ教室や部活動、サークル活動等において、準備体操や整理体操等の一環として「セルフチェック」「改善エクササイズ」の一部を組み入れて実施するモデル

◆テーマ(エ) 例えば運輸・配送業であればトラックドライバーや航空機の客室乗務員など、身体の部位に可動性や筋力、バランス等の機能低下が起こりうる場合に、「セルフチェック」を用いて運動器を毎月1回以上チェックし、「セルフチェック」の結果に応じた「改善エクササイズ」を毎日又は数日おきに実施するモデル

【留意事項】

- ① 提案内容に以下の取組が含まれているものは加点対象とする。
 - a)改善エクササイズを一定期間実施する場合は、その期間の前後で、一人ひとりが抱える健康課題（肩こり・腰痛の痛みの程度など）の変化や転倒の増減等を、客観的な指標を用いて評価する取組
 - b)上記aの取組に、改善エクササイズを実施する者としない者とで比較評価することを含めた取組
 - c)提案したモデルを持続的に実施可能とするため、必要となる体制や制度等を整備する取組
 - d)SNS等を活用し、セルフチェックや改善エクササイズの実施風景を魅力的に発信することで、セルフチェックのスタイルを広く普及させる取組
 - e)紙風船エクササイズと組み合わせて実施する取組

（注）紙風船エクササイズ：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/jsa_00073.html
 - ② 実施するセルフチェックは、取り組むモデルの内容や目的、実施現場の実情等に応じ、11種目すべてではなく何種類かを選んで実施することも可とする。ただし、その理由を説明すること。
 - ③ モデル事業として、汎用性(他の団体・企業、地域における横展開の可能性)や事業継続性(自走化の可能性)が見込める内容とすること。また、そう見込める理由を説明すること。
 - ④ 令和5～6年度にスポーツ庁が実施した「セルフチェック」等の指導者養成(注)の受講者から助言や協力を得ることを推奨する。助言や協力を得る場合は、その旨のみ提案・表明すること。
- （注）「セルフチェック」の普及について P14(スポーツ審議会健康スポーツ部会(第32回) 資料2)
https://www.mext.go.jp/sports/content/250515-spt_kensport01-000042499_03.pdf

(2)効果の検証

本事業により得られる効果・成果について、上記「事業の趣旨」とそれぞれのテーマに沿った目標を予め設定し、取組の実施による具体的な効果・成果、課題、改善事項等を検証し、取りまとめる。

なお、次年度の Sport in Life 推進プロジェクト事業において、令和7年度モデル創出事業採択団体に対し、事後ヒアリングや取組発表等の機会を設ける可能性があり、その際は協力・対応すること。

(3)実施事業に関する情報発信

身体診断「セルフチェック」の認知促進を図るため、以下の情報発信を行う。

- ① 実施する事業の内容や具体的な取組状況等について、SNSをはじめとするメディアや、プロジェクトチームや構成団体が有する独自のネットワークを活用し情報発信すること。
- ② ①に加え、スポーツ庁が運営するポータルサイト「ここスポ」の管理者アカウントを取得し(無料)、本事業における運動・スポーツの実施日程や取組に関する情報を、「ここスポ」を活用して発信すること。
※「ここスポ」ホームページ: <https://cocospo.go.jp/>

(4)事業成果の報告

本事業の成果について、下記の通り報告を行う。ただし、委託事業の進捗状況については、スポーツ庁及び株式会社コクーンエイトの求めに応じて適時報告すること。

① 中間報告の実施

中間報告の機会を設定する。事業の進捗状況を様式に沿って取りまとめた資料を作成の上、事務局が開催する中間報告会(オンライン開催予定)に出席し、事業の進捗状況を報告する。

※中間報告は令和7年12月～令和8年1月頃を予定しているが、詳細時期等は別途指示する。

② 最終成果報告書の作成

(1)～(3)の事業実施結果について、最終成果報告書を作成し、令和8年2月27日(金)までに株式会社コクーンエイトに電子データにて提出する。なお、報告書については、原則スポーツ庁ホームページや Sport in Life ホームページに掲載する予定であることに留意すること。

3. 応募資格

Sport in Life コンソーシアムに加盟する地方公共団体又は法人格を有する団体が代表団体となり、複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること。なお、プロジェクトチームの構成団体についても Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが望ましい。

なお、過年度において、「スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業(令和4・5・6年度)」、「スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験(令和2・3年度)」、「ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業(令和2・3年度)」に採択された経験のある団体からの応募も可能とするが、その場合は過去採択時とは異なる取組での応募のみを可能とする。

4. 委託期間、事業規模(予算)、採択件数

- ・委託期間:契約を締結した日～令和8年3月1日(日)

・採択予定件数:未定

・事業規模:すべての採択件数の合計として、18,000千円～22,000千円(税込)程度

※今回、申請金額に上限は設けないが、上記の事業規模等も踏まえて、適切かつ必要最小限の金額を積算し、申請すること。

※採択件数と配分する金額は、上記の事業規模の範囲内で、目安としては4～5件前後、Sport in Life コンソーシアム中央幹事会での審査・選定を経て決定する。

5. 選定方法等

(1)選定方法

事務局及びスポーツ庁において、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、Sport in Life コンソーシアム中央幹事会において審査・選定する。また、必要に応じて申請団体に対してヒアリングや提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2)審査基準

令和7年度「Sport in Life 推進プロジェクト(セルフチェックの社会実装に向けたモデル創出事業)」審査基準のとおり。

(3)選定結果の通知

選定終了後、原則として30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

(4)条件付き採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

6. 公募説明会

本公募に関わる説明会を、以下日時にオンラインで開催する。

・日時:令和7年6月27日(金) 午前11:00～午後0:00

・形式:オンライン開催 (Zoom を予定)

・申込方法:公募説明会希望者は、下記の登録フォームより、参加団体名、参加者名、参加者のメールアドレス、連絡先(電話番号)を記載の上申し込みを行うこと。説明会当日は、登録フォーム入力後、発行した zoom のリンクから参加すること。

※申込締切:6月26日(木) 午後2:00まで

【登録フォーム】 <https://x.gd/bm8yT>

※説明会への出席有無は、審査結果に関連しないものとする。

※申込内容に変更等がある場合は、事務局メールアドレス<model@sil-pj.com>まで連絡すること。

7. 企画提案書等の提出方法

(1)提出書類

① 企画提案書 (PowerPoint 版)

- ② 企画提案書(Word 版)
 - ③ 企画提案書概要(Excel 版)
 - ④ 申請団体の概要
 - ⑤ 最新の財務諸表等の資料
 - ⑥ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書
 - ⑦ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ※①～⑦はいずれも PDF データ形式で提出すること。
- ※①・②・③については、PDF ではない加工可能なデータもメールにて提出すること。
- ※①・②・③・⑥は、別途支給する様式を用いること。
- ※④・⑤・⑦の様式は問わない。

(2)提出先及び公募に関する問合せ先

Sport in Life 運営事務局(株式会社コクーンエイト内)

E-mail : model@sil-pj.com

TEL:080-4742-1558 (平日:10:00～18:00／留守番電話・応対自動メッセージはございません。)

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】令和7年度 Sport in Life 推進プロジェクト(セルフチェックの社会実装に向けたモデル創出事業)」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。
※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。
本事業に係る重要な情報はホームページで公開している本件の公募情報に開示する。

<https://sportinlife.go.jp/consortium/offer/>

(3)提出方法

(1)の提出書類①～⑦のデータを電子メールにて、(2)に示す提出先メールアドレスまで提出すること(押印不要)。

※メールの件名は「【団体名】令和7年度 Sport in Life 推進プロジェクト(セルフチェックの社会実装に向けたモデル創出事業)」とすること。

※メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(4)提出期限

令和7年7月14日(月)午前11時(必着)

(5)その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

8. 誓約書の提出

- (1)本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。
- (2)前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者、誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とする。

9. スケジュール

- ① 公募開始 : 令和7年6月18日(水)
- ② 公募説明会申込締切: 令和7年6月26日(木)午後2時まで
- ③ 公募説明会 : 令和7年6月27日(金)午前11時～午後0時
- ④ 公募締切 : 令和7年7月14日(月)午前11時
- ⑤ 選定 : 令和7年7月下旬～8月上旬(予定)
- ⑥ 契約締結 : 令和7年8月中旬以降(予定)
- ⑦ 契約期間 : 契約締結日～令和8年3月1日(日)

※契約締結日以後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

※事業開始日は、契約予定者選定後、株式会社コクーンエイトと契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに特に留意すること。

※選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書(委託事業経費予定額を含む。)
- ・ 委託事業経費予定額の積算根拠資料(人件費・旅費・謝金単価表、旅費・謝金支給規程、見積書など)
- ・ 銀行口座情報

10. 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約に際して、情報セキュリティ対策の観点から、契約予定者には、情報管理にかかる基本方針の明確化、具体的なセキュリティ管理策の実施、個人情報保護対策、腐敗防止に関する法令遵守態勢の整備や、対応状況に関する報告書類の提出(情報管理体制等確認書など)を求める。情報セキュリティ対策が十分でない場合には、契約締結を行わない場合がある。

契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できることに十分注意すること。

なお採択者から、構成団体等への再委託は認めない。

11. その他留意事項

(1) 契約締結に関する留意事項

- ・本事業の実施にあたっては、Sport in Life 推進プロジェクト委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等が準用されるため、これらを遵守すること(基本的にはスポーツ庁を株式会社コクーンエイトと読み替える)。
- ・支払うべき金額は、委託事業期間終了後の確定検査において確定する。また、事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額を上限額とする。
- ・委託費の支払いは、原則として事業終了後に支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。それまでの間は事業者における立替払となることに留意すること。(代表団体は、株式会社コクーンエイトとの契約締結の主体になることができ、かつ、原則として契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とする。)
- ・委託費の対象経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- ・代表団体からプロジェクトチーム構成団体等へ本事業の一部を再委託(事業の企画・運営自体の委託)することは認められないが、労働・役務の提供(代表団体による事業の企画・運営するプロジェクトにおける一部業務の遂行)に関する請負契約を締結することは可能とする。

(2) 確定検査について

- ・委託金額の適切な執行及び確定にあたり、株式会社コクーンエイトが中間検査(委託事業期間中)、確定検査(委託事業期間後)を実施する。
- ・確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費に係る帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。原則として、確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は対象外となること、および委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。

(3) 委託費の対象となる経費に関する留意事項

- ・委託費とは、本来、株式会社コクーンエイトが自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、『令和7年度「Sport in Life 推進プロジェクト(セルフチェックの社会実装に向けたモデル創出事業)」』という株式会社コクーンエイトが実施する国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、受託者の利益になるような計上は認められない。
- ・委託対象経費については、企画提案書別紙「経費計上上の留意事項等」を参照のこと。
- ・本事業に直接必要のない経費や契約期間外に支出した経費、委託対象経費として記載のない経費については、本委託事業の対象経費としては計上できない。
- ・対象経費の計上に当たっては、その必要性および金額の妥当性を明確にすること。